



岩手労働局発表
平成30年12月11日

【照会先】

岩手労働局労働基準部健康安全課
課長 高橋 友行
主任労働衛生専門官 福田 利文
(電話) 019 - 604 - 3007

年末年始無災害運動に合わせ建設業労働災害防止
合同安全パトロールを実施します

～ 岩手労働局・岩手県・建設業労働災害防止協会岩手県支部
による三者合同安全パトロールを実施～

岩手労働局(局長: 永田 有)は、年末年始における建設業の労働災害防止の取組促進のため、岩手労働局、岩手県県土整備部(部長: 八重樫 弘明)及び建設業労働災害防止協会岩手県支部(支部長: 木下 紘)の三者による土木工事現場に対する合同安全パトロールを下記のとおり実施します。

岩手労働局管内の建設業における平成30年の休業4日以上労働災害は、10月末現在で213人にのぼり、昨年同期の209人と比べ4人(1.9%)増加、死亡労働者数は9人で昨年同期より3人増加しており、依然として多くの労働者が被災している状況にあります。

また、年末に向けて建設工事が多忙となることに加え、冬季を迎えて作業環境が悪化することによる墜落・転倒・交通事故などの発生が懸念されるところです。(別紙1参照)

このような状況から、行政・発注者・労働災害防止団体の三者が合同で安全パトロールを実施し、建設業における労働災害防止の徹底を図ることとしています。

記

1 日時 平成30年12月14日(金) 午前10時30分～

2 対象 工事名: 一般県道大ヶ生徳田線(仮称)徳田橋下部工(その2)工事
施工: オリエンタル白石(株)・(株)平野組特定共同企業体
(現場: 盛岡市黒川地内徳田橋上流側河川敷)

3 安全パトロール実施者

- ・岩手労働局（労働基準部）
- ・岩手県（県土整備部及び盛岡広域振興局土木部）
- ・建設業労働災害防止協会岩手県支部（及び盛岡分会）

4 安全パトロールの内容

午前 10 時 30 分 合同安全パトロール開始。

橋脚工事等について安全パトロールを実施する。

午前 11 時 30 分 現場において作業員の方々に集まっていたいただき、岩手労働局長及び県土整備部長から訓示、建災防岩手県支部長から講評、労働局から過重労働解消の要請を実施。

その後、施工者挨拶、作業員代表による安全宣言。

午前 12 時 00 分 合同安全パトロール終了。

5 現場への行き方

車で現場に取材に来られる方は、別紙 2 現場案内図の赤い矢印を番号のとおり進み、北上川左岸の河川敷駐車場までおいでください。

なお、駐車場までは、県道大ヶ生徳田線から堤防上の河川管理用道路を南下して河川敷に降りていただきますが、河川管理用道路は道幅が狭いため、通行する際は十分ご注意ください。（お帰りの際は、逆コースで通行願います。）

取材に当たっての留意事項について（お願い）

- 1 現場に午前 10 時 30 分までに入场されるようお願いいたします。
- 2 駐車場は、別紙 2 の案内図のとおり北上川河川敷です。現場工事関係者の誘導に従って駐車してください。
- 3 保護帽（ヘルメット）、長靴、防寒服の着用をお願いいたします。
- 4 現場での取材に際しては、安全のため、現場工事関係者の指示に従っていただくようお願いいたします。
- 5 取材を希望される場合は、報道機関名、現場入場者数を 12 月 12 日（火）午後 5 時までにご連絡をお願いいたします。
- 6 現場は河川敷のため、天候の悪化や河川の増水等によって工事が中止となる場合がありますが、その際には安全パトロールも中止となります。中止の決定は前日 12 月 13 日の夕方までに行いますが、中止の場合は、取材希望のご連絡をいただいた報道機関に岩手労働局からご連絡します。

連絡先：岩手労働局労働基準部健康安全課 担当 高橋、福田

TEL 019 - 604 - 3007 FAX 019 - 604 - 1534

いわて年末年始無災害運動

あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

実施期間：平成30年12月1日～平成31年1月31日

準備期間：平成30年11月1日～平成30年11月30日

趣 旨

岩手県内における労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成22年から26年にかけて5年連続の増加となっていたが、平成27年から減少に転じたものの、平成29年は前年比48人、3.7%の増加となった。

本年度が初年度となる第13次労働災害防止計画では、5年間で県内の労働災害による死亡者数を年間16人以下（対平成29年比30%減）に、死傷者数を年間1,285人以下（同5%減）にすることを目標としているが、本年においても労働災害の増加傾向に歯止めがかからず、死傷者数は昨年同期と比べ増加している。

このような状況の中、これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが高まる時季となる。

特に、本県の場合は、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有要因による労働災害の死傷者数が、毎年、年間の全死傷者数の2割を占めている。特に転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が12月から1月の間に発生しており、冬季における労働災害を防止することが極めて重要である。

このため、「平成30年度いわて年末年始無災害運動」は、関係者が職場の安全の重要性について、なお一層深く意識し、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものとする。

主唱者 岩手労働局／岩手労働災害防止団体連絡協議会

協議会構成団体：（公財）岩手労働基準協会／建設業労働災害防止協会岩手県支部／陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部／林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部／港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部岩手支部／（一社）日本砕石協会岩手県支部／（一社）日本ボイラ協会岩手支部／（公社）ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所／（公財）岩手県予防医学協会／（公社）建設荷役車両安全技術協会岩手県支部／岩手県陸砂利工業組合／（独）労働者健康安全機構岩手産業保健総合支援センター

協 賛 岩手県商工会議所連合会／岩手県商工会連合会／岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

冬季特有災害を防止しよう!

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- (2) 事務所・工場等の出入り口付近、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- (3) 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- (4) 滑り難い靴等の着用徹底。

2 車両等のスリップ事故の防止

- (1) スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- (2) 余裕を持った車両運行計画の作成。
- (3) 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底。
- (4) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。

3 雪降ろしの際の災害防止

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全装備（滑り難い靴・安全帯・ヘルメット等）の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- (3) 事業場、工事現場、寄宿舍等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- (2) 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- (3) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- (2) 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく、適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- (2) 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。

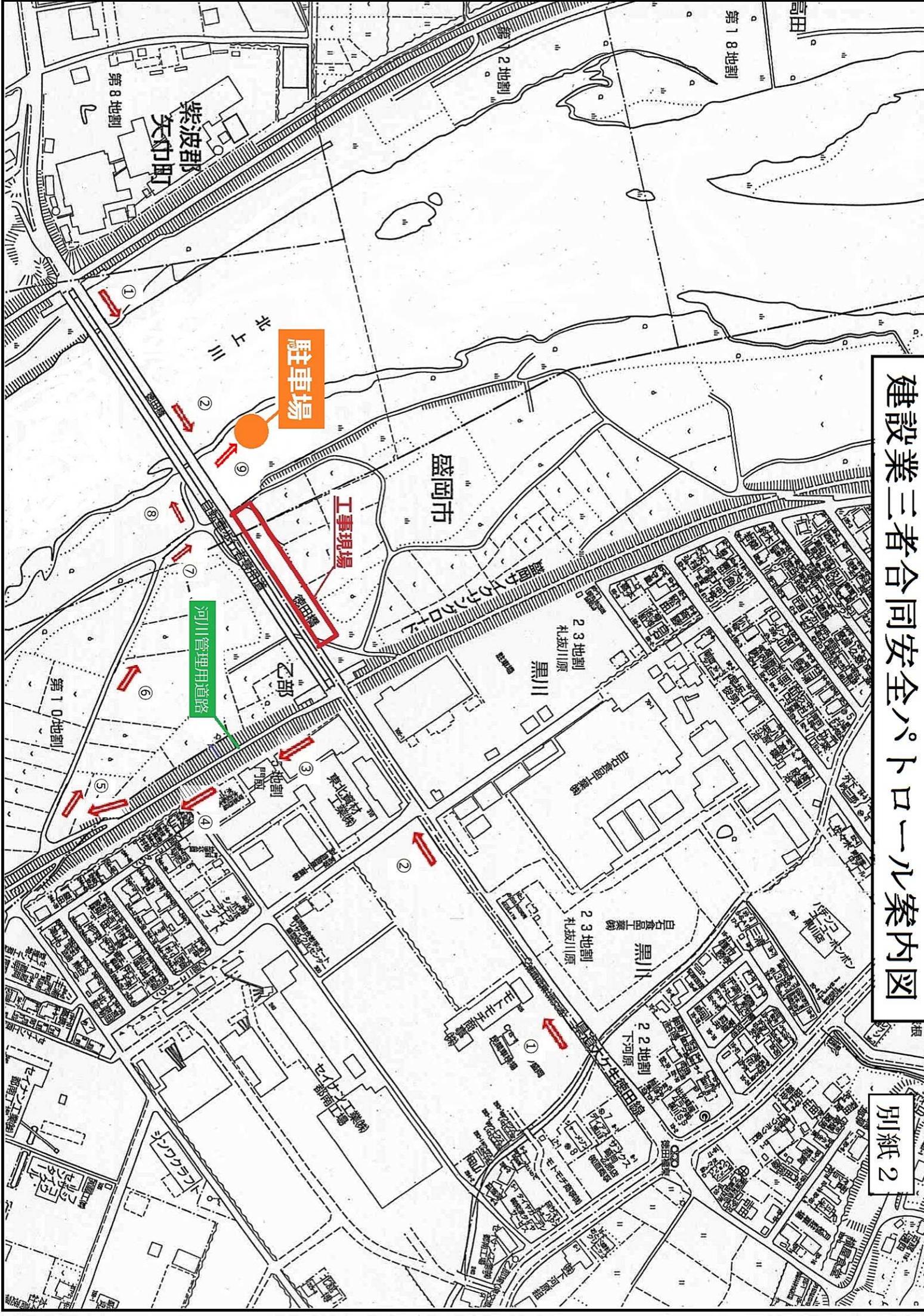
冬季の転倒災害を防止しよう! 〔STOP! 転倒災害プロジェクト〕の推進

こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要!!

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面



建設業三者合同安全パトロール案内図



別紙2